

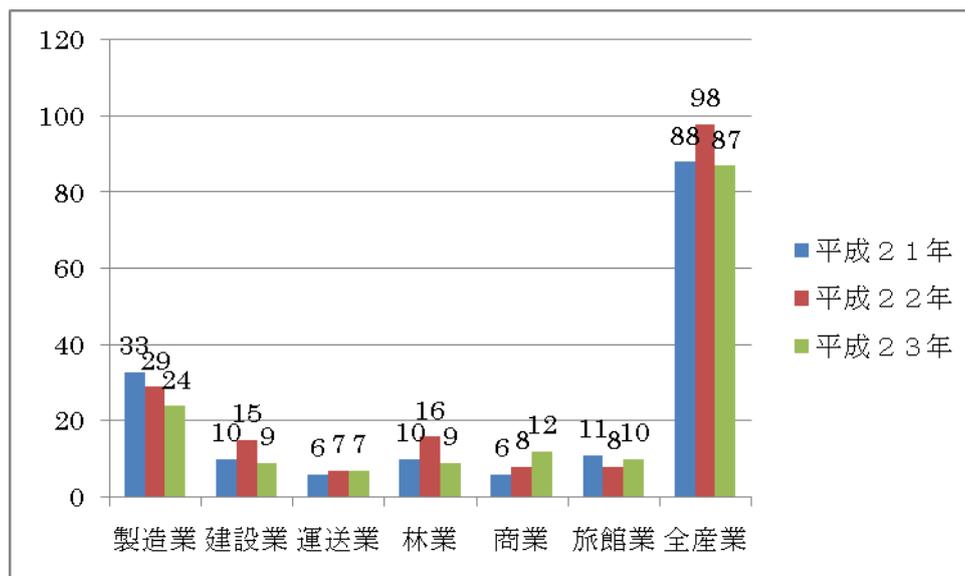
《高山労基署だより》

平成23年7月号

例年より早い梅雨明けとなり、夏がやってきました。梅雨明け直後の猛暑は、体が順応していないため、熱中症には通常にも増して十分ご注意ください。

全国安全週間は終わりましたが、各団体、企業等において開催された安全大会等で誓った決意を、今後の活動に生かしていくことこそ最も大切です。皆様それぞれの立場で、日々実践されることをご期待申し上げます。

＜平成23年上半期の労働災害発生状況について＞



本年6月末現在の高山労働基準監督署管内の労働災害(休業4日以上)の発生状況は、上のグラフのとおり、全産業で87件となり、前年同期と比べ、11件、11.2%の減少となりました。業種別では、製造業、建設業、林業で減少し、運送業は増減なし、商業、旅館業で増加となっています。

これを年間災害件数が最も少なかった一昨年と比較すると、全産業では1件の減少に過ぎず、業種別でも、製造業を除くと一昨年とほぼ同じか増加になっております。

当署におきましては、過去最少である一昨年の件数(年間205件)を下まわることを目指し、今後も様々な取り組みを進めてまいりますので、関係の皆様には、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜夏季のアルバイト雇用＞

観光シーズンであり、学生・生徒の夏休みである7、8月には、短期のアルバイトを雇用する事業場が多くありますが、就業に関するトラブルも例年発生しています。

トラブルの原因としては、使用者側に問題がある場合もあれば、労働者側に問題がある場合もありますが、仮に労働者側に何らかの非があったとしても、使用者としては、労働基準法を遵守することが最低限求められます。

よくあるケースとして、労働者が勤務を始めてすぐに辞めてしまったため、使用者が賃金を支払わないというものがありますが、この場合、賃金については、どのような理由があれ必ず支払わなければならないものです。「契約期間満了まで働かず辞めたら罰金〇円」という契約も労働基準法第16条により禁止されています。

また、労働時間に関するトラブルもよくあります。特に、飲食店、ホテル・旅館などにおいては、募集の際に聞いた労働時間と違って長く働かされたとか、割増賃金が支払われないという事例がみられます。

アルバイトであっても、法定労働時間の適用があり、時間外労働をさせるには、事前に「時間外労働・休日労働に関する協定」(通称「36協定」)を労働者代表と締結し、これを労働基準監督署へ届け出なければなりません。その上で、時間外労働・休日労働・深夜労働をさせた場合には、法定の率以上で計算された割増賃金を支払わなければなりません。

また、18歳未満の年少者については、深夜労働(午後10時から午前5時)及び時間外・休日労働を行わせることはできません。

これら様々なトラブルを防止する上で重要なのは、雇い入れた際の労働条件の明示です。

労働契約期間、労働時間・休日、賃金額・支払方法等の労働条件については、労働契約書または労働条件通知書により書面で明示しなければなりません。契約書・通知書は、労働者ばかりではなく使用者を守るものともなりますので、必ずその作成・交付を行ってください。

なお、労働条件通知書のモデル様式等は、岐阜労働局のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

労使のトラブル多発は、この地域のイメージダウンにもつながり、特に観光産業にとっては影響が懸念されます。トラブルがなく、生き生きと、笑顔で働ける職場づくりにより、誘客拡大を目指していただくようお願いいたします。

<飛騨地区労働安全衛生大会の開催>

6月29日(水)に、飛騨・世界生活文化センターにおいて、(社)飛騨地区労働基準協会連合会の主催による、「平成23年度飛騨地区労働安全衛生大会」が開催されました。この大会も、今年で8回目となり、安全週間準備期間に開催されるイベントとして、定着してきたのではないかと思います。

当日は、飛騨全域から約400名の事業主、労務・安全衛生担当者の皆様が参加されました。

当署からの安全週間実施にあたっての説明のほか、田辺製薬吉城工場株式会社の中田氏による「わが社の安全衛生委員会活動」、大山土木株式会社の志津馬氏、岩島氏による「建設業労働安全衛生マネジメントシステムの構築から実践まで」の2つの事例発表及び株式会社オフィス・なががわ代表の中川政雄氏による「笑いと安全—笑いで伸ばすやる気と人材活性化—」と題する特別講演が行われました。

2つの事例発表は、いずれも小規模な事業場においても工夫と熱意により十分職場の安全衛生を確保する取り組みが可能であることを教えていただけるもので、特に、それぞれ製造業、建設業の皆様にとっては参考となるものだったと思います。

また、特別講演は、人材育成、組織の活性化に参考となるお話でした。特に、昨今パワハラ、いじめなど職場の人間関係によるうつ等の精神障害事例が増加している中、笑いに溢れる明るい職場の重要性は増しており、そのような職場づくりの一つのヒントとなるものだったのではないのでしょうか。

この大会を契機に、飛騨地域における安全・安心に働ける職場づくりが益々広がっていくことを祈念いたします。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見るすることができます。(ホームページトップ—労働基準監督署—高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。